

公益財団法人福井県スポーツ協会 生涯スポーツ委員会規程

(総 則)

第1条 公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）に、専門委員会の一つとして、生涯スポーツ委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本委員会は、県民が積極的および継続的にスポーツに親しむことができる環境づくり等について審議し、本県の生涯スポーツの振興を目指す。審議の内容は理事会に報告とともに、理事会の諮問に応ずる。

(組 織)

第3条 本委員会は、本会役員、生涯スポーツ団体関係者、学識経験者の10名以内で組織する。

(役 員)

第4条 本委員会に、次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 若干名

- 2 委員は、本会理事長が理事会に諮って会長が委嘱する。
- 3 委員長は、会長が委員の中から委嘱し委員会を代表して会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長が指名し委員長を補佐して、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。また、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 本委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 本会役員、事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日
(平成24年4月1日) から施行する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年5月27日から施行する。